

戦前障害者政策の生成 —視覚障害者教育政策の日韓比較—

金 蘭 九*

要 旨

本稿の目的は、日本と韓国の視覚障害者教育政策の歴史的変遷を整理、比較研究し、障害者福祉政策のための1つの方向性を提示することにある。

また、本稿では、日本における視覚障害者教育政策の史的展開と韓国における視覚障害者教育政策の史的展開の、大きく2つに分けて考察を続けた。まず、日本における視覚障害者教育政策の史的展開は、盲学校の誕生、盲教育制度、教育方法の変遷、普通科重視の教育などの内容である。次に、韓国における視覚障害者教育政策の史的展開は、済生院の設立、盲教育制度、教育方法の変遷、ソウル盲学校などがその内容である。

キーワード：障害者政策、日韓比較、視覚障害者、教育政策、盲学校

1 はじめに

近年、障害者教育の促進は、障害者の教育の保障や社会統合の重要性についての社会的認識と、肥大化する社会保障支出に対応する政策上の必要性の高まりを受けて、各国共通の政策課題として、より一層重要視されるようになった。現下、日本では、障害者教育の問題が政策の重要な課題として注目されている。このような傾向は、韓国も同じであるが、韓国を語る際、そこには常に諸外国との根本的な違いが存在する。その違いとは、今日の韓国社会の根底には、1910年（明治43年）8月29日の日韓併合⁽¹⁾以降展開された、日本帝国主義（以下、日帝と略す）時代36年間の比重が非常に大きいということである。そこで、韓国社会の今後の動向を把握するためには、まずその分野における日韓両国の比較研究が不可欠であろう。

先行研究としては、韓国の障害者教育に絞った論文に、慎英弘の「日本の植民地下にお

ける社会事業と障害者問題」（『障害者問題研究』36号、全国障害者問題研究会、1984年）と、白南中の「日帝時代の障害者福祉教育に関する考察」（韓国中央大学校大学院、2000年）などがある。

しかし、両者の研究はそれぞれの特徴があるものの、あくまでも韓国初期の障害者教育の大枠を把握することに主眼が置かれている。したがって、障害者教育政策の日韓比較を中心に扱った論文は殆どないと言っても過言ではなく、その実態も明らかではない。

このような問題意識に基づき、本稿では、日本の視覚障害者教育政策の歴史的変遷と、当時日本の支配下にあった韓国の視覚障害者教育政策の歴史的変遷を主に振り返ってみることにする。本稿の構成と力点は、以下の通りである。

（1）研究の目的及び意義

本稿の目的は、日本と韓国の視覚障害者教育政策の歴史的変遷を整理、比較研究し、両

*九州看護福祉大学 看護福祉学部 社会福祉学科

国の障害者政策のための1つの方向性を提示することにある。とくに、本稿は、歴史主義接近方法に依存し、できるだけ正確な史的記述に心がけた。そのため、本稿の史的記述の詳細さは、それ自体としても大きな意義を見出すことができる。

(2) 研究の方法及び内容

本稿では、とくに視覚障害者教育分野を取り上げ、可能な限り一般論ではなく、障害者政策の具体像を把握しようと努めた。そのアプローチのため、本稿では、文献調査による資料分析方法を採った。つまり、日本及び韓国における視覚障害者教育分野に関する諸文献の分析を行うなど、当時の原資料と従来の研究成果などに基づき事実関係を確認し、実証的に分析した。

また、本稿では、日本における視覚障害者教育政策の史的展開と韓国における視覚障害者教育政策の史的展開の、大きく2つに分けて考察を試みた。まず、日本における視覚障害者教育政策の史的展開は、盲学校の誕生、盲教育制度、教育方法の変遷、普通科重視の教育などの内容である。次に、韓国における視覚障害者教育政策の史的展開は、済生院の設立、盲教育制度、教育方法の変遷、ソウル盲学校などがその内容である。

では、日本の場合、盲啞者教育⁽²⁾はどのように成立し、またどのように展開されてきたのか。以下、主に明治時代の視覚障害者教育から見てみよう。

2 日本における視覚障害者教育政策の史的展開

(1) 盲学校の誕生

1866年(慶応2年)、福沢諭吉は『西洋事情』の中でヨーロッパの盲院・啞院・痴児院を紹介している。また、1868年(明治元年)の明治維新以前、鍼治、按摩や高利貸業、音

曲などによって、また村落共同体の中で何とか生活を維持してきた人たちが、封建体制が崩れたことによって、村落共同体に留まることができず、都市に出て貧民窟に流れ込むようなこともあった。1871年(明治4年)9月2日、「文部省」が設置された。同年9月、山尾庸三が「盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」(盲学校・聾学校に関する建白書)を太政官に提出した⁽³⁾。

同年11月3日、太政官布告によって、当道座などの盲人保護の慣行が廃止された。封建諸制度撤廃による盲官廃止令は、盲人保護とは言えなかった。というのは、鍼治、按摩などの職を持っていた盲人は何とか生活していたが、職を持たない盲人は貧困化し、また貧困ゆえに眼病で失明するという現実もあったからである。

このような状況の中、一部の識者により盲児への学校教育の必要性が強調された。1872年(明治5年)8月3日、「学制」が頒布され、その際「廢人学校アルヘシ」と規定され、主として民間の盲聾学校であったが、この規定による学校が成立した。

1877年(明治10年)12月15日、愛媛県の士族である遠山憲美が「盲啞訓学設立ヲ促ス建議意見書」を京都府知事に提出した。また、慈善思想と国民連帯思想による民間運動⁽⁴⁾が地方当局の教育政策と一体になり、1878(明治11)年5月24日、京都府に盲啞院が設立された。このように、日本の近代的・組織的な視覚障害者教育の開始は、京都盲啞院の開設から始まった。しかし、京都盲啞院は、開校後1年足らずの1879年(明治12年)4月、京都府にその運営権が移管され、ただちに「京都府立盲啞院」と改称された。

同年9月29日、文部省は「学制」を廃止する代わりに「教育令」を制定し、そこに義務教育の規定を明確化した。同年11月、大阪府

が模範盲啞学校を設立したが、翌年廃校するに至った。また、これを有志が相図ってその後12年間継続したが、経営難のため、結局閉鎖した。

京都府立盲啞院では、初期は普通課のみを設置し、8歳以上20歳以下の盲児を教育させた。1880年（明治13年）9月には普通科以外に専修科を設置して就学期間を5年にし、盲生には音曲科、鍼按科、紙撚細工科の3個学科を兼修させ、職業教育が始められた。

また1884年には、京都府立盲啞院の編制と教科を変更して、普通科（6年）と専修科（5年）の2科に分けた。そこで、普通科では修身、読書、習字、算術、地理、歴史、博物、裁縫、体操、唱歌などを教え、専修科は音曲と鍼按術の2科を置いた。

さらに、1875年（明治2年）5月22日に、イギリス人宣教医ヘンリ・ホールズ（H.Faulds）・アメリカ人宣教師ボルシャルト・古川正雄・津田仙・中村正直・岸田吟香など、文明開化を推進した当時有数の知識人6人が東京府に訓盲所⁽⁵⁾設立の目的で「楽善會」を組織した。

同年6月19日、古川正雄らが「訓盲所取立度建言書」を東京府知事に提出した。また、翌年の1876年（明治9年）2月27日には、古川正雄らが東京府知事に訓盲所取建資金に関する嘆願書を提出した⁽⁶⁾。そこで、同年3月15日、訓盲所（楽善會訓盲院）の設立が東京府より認可された。さらに、同年12月22日、訓盲所設立に東京府を経て、金3千円が下賜された。

その後、1879年（明治12年）12月、東京府築地3丁目に楽善會訓盲院の校舎が落成し、1880年（明治13年）1月5日、創立メンバーであるホールズらは東京府に「楽善會訓盲院」を正式に設立、開校した。

同年2月13日、楽善會訓盲院は授業を開始

し、盲児を教育し始めた。また、同年5月、楽善會訓盲院規則が定められた。1881年（明治14年）10月1日には、箏曲と鍼按が正課とされ、同年11月1日、楽善會訓盲院は、按摩・導引・鍼治の職業教育を開始した。1884年（明治17年）5月26日、楽善會訓盲院は、「訓盲啞院」に改称された。

このように、ようやく盲学校は設立されたが、その運営は苦しかった。というのは、大多数の盲人は前近代的な師弟制度の下で、師匠からの不当な扱いに耐えながら授業を受けていたからである。つまり、せっかく盲学校はつくられたものの、当時盲学校に通える盲人はごくわずかな人数であるため、訓盲啞院はまもなく経済的な困難に陥った。そこで、1885年（明治18年）10月、当時楽善會会長の山尾庸三らは仕方なく訓盲啞院直轄願（移管申請）を文部省に提出した。それがきっかけで、同年11月21日、訓盲啞院は最終的には文部省直轄学校となった⁽⁷⁾。また、その関係で、同年12月4日、文部省総務局には「訓盲啞院掛」が置かれた。

翌年の1886年（明治19年）4月10日、小学校令が公布された。小学校令には義務教育制度の確立と共に、且つ就学義務の猶予についても初めて規定された。さらに、同年7月19日、訓盲啞院規則が制定された。そこで、盲生の尋常科では国語・算術・講談および体操を、技芸科では音楽および按摩を教授した。そして、1887年（明治20年）10月5日、文部省の告示により、訓盲啞院は東京盲啞学校に改称された。

また、続いて1889年（明治22年）には、眼科医の浅水十明によって横浜に鍼治揉按医術講習学校が開設され、アメリカ人のC・P・ドレーパーによって横浜福音會が創設された。1891年（明治24年）には、新潟県高田町で私立訓蒙学校の設立が認可された。これは、

眼科医の大森隆碩によって組織された訓盲談話会の発展した姿である。同年、青森県の八戸では、盲人の永洞清吉らが東奥盲人教養教訓会を結成し、盲人のための特殊教育を行なった。1893年（明治26年）には、長野県で盲人有志による私立松本訓盲院が誕生した。翌1894年（明治27年）には、イギリスの宣教師A・F・チャペル、森巻耳らによって岐阜聖公会訓盲院が創設された。

このように、眼科医や外国人宣教師、あるいは鍼灸などに従事している盲人などの篤志家によって、小規模ながら全国各地に盲啞学校が開設されていったのは、明治20年代になってからのことである。また、この時期に創設された学校は10校足らずであった⁽⁸⁾。

（2）盲教育制度

1890年（明治23年）10月6日、小学校令が改正・公布され、盲啞学校の設置・廃止に関する事項などが定められた。また、就学義務の免除についても規程された。しかし、市町村が盲啞学校を設立しようという規定はあるものの、それらの効果は殆どなかった。続く明治30年代には、30校近い盲啞学校が開設された。これらは、いずれも私立の学校であり、しかもその多くは、盲人と聾啞者を共学させる盲啞学校であった。

その際、1899年（明治32年）7月21日、東京盲啞学校校長の小西信八は、「盲・聾分離についての意見書」を文部大臣に提出した。

また、1900年（明治33年）に改正された小学校令では、幼稚園と同様、「盲啞学校を小学校に付設することができる」という規定が定められた。しかし、宮城県・長野県・岡山県の各県下で特別学級を設けるなど、その実現へ向けて積極的な試みは行なわれたものの、盲啞学校が小学校に併設された例は全くなかった⁽⁹⁾。

その後、1905年（明治38年）、岡山県下の小学校において、盲児・聾児を就学させることになった。1906年（明治39年）、日本全国で盲啞学校が33校となり、聾学校を合わせて38校となった。同年10月23日、東京府・京都府・大阪府の3か所の盲啞学校の校長が、盲啞学校の義務制と盲啞教育の分離など、府県立の盲・聾啞学校の設置準則について文部大臣に建議した。

その際、1907年（明治40年）3月21日、小学校令が改正され、尋常小学校の年数が6年に延長された。同年4月17日、文部省は、各府県師範学校の付属小学校に盲人・啞人・また心身不完全な児童のため、「できるだけ特別学級を設けるように・・・」という内容の訓令を出した。それを受けて、徳島などの師範学校付属小学校に「盲啞学級」が設置されたが、1909年（明治42年）の文部省年報によると、盲啞学校を1校も設置していない府県は16県に至っている。

また、1907年（明治40年）5月11日、「第1回全国盲啞学校教員大会」が東京盲啞学校で開かれ、盲啞教育令の公布・盲啞教育の義務制及び盲啞教育の分離などを文部大臣に建議した。それを受けて、1909年（明治42年）4月16日、文部省は東京盲啞学校を分離し、東京盲学校を設置した。また、その後の1910年（明治43年）11月15日、文部省は「東京盲学校規定」を定め、東京盲啞学校時代の教員練習科を改め、師範科を置いた。1913年（大正2年）、日本国内の盲啞学校は63か所に達した。このように、盲児および聾啞児を対象にした盲啞学校の形態は、1923年（大正12年）頃まで続くことになった。

1923年（大正12年）8月28日、文部省は、「盲学校及び聾啞学校令」を制定し、盲学校と聾啞学校を正式に分離し、普通教育を基盤として且つ生活に必要な特殊な知識や機能を

教えるよう、道府県に盲学校と聾唖学校の設置を義務化した。

そこで、「盲学校及び聾唖学校令」制定の最大の意義は、盲学校と聾唖学校を分離し規定した事である。具体的には、東京府では既に1909年（明治42年）に盲聾分離が成立し、東京盲学校と東京聾唖学校が誕生していた。また、東京府と並んで盲教育に関して歴史と伝統のある京都府では、1925年（大正14年）に京都盲唖院を、京都市立盲学校と京都市立聾唖学校に分離した。しかし、その他の既設の盲唖学校では、新たに1校を新設して盲聾分離を実現するのは極めて難しかった。というのは、以後昭和10年代までに盲聾分離が成立したのは、全国で6校にすぎず、多くの学校は、第2次世界大戦後の就学義務制実施の時期まで待たなければならなかったからである。

また「盲学校及び聾唖学令」のもう1つの意義は、全国の道府県に盲学校・聾唖学校の設置を義務づけたことである。この規定によって、私立の盲学校や聾唖学校が公立に移管された例は多く、1924年（大正13年）から1946年（昭和21年）までに道府県立に移管された私立学校は37校にのぼっている。また、この期間に、市立学校に移管された私立学校は、5校であった。

このように、「盲学校及び聾唖学校令」は道府県に盲学校と聾唖学校の設置義務を課し、その教育内容も他の小・中学校並みとする点など、視覚障害者教育に一時代を画する、実に画期的な内容と言えよう。

ここで、盲教育開始50周年を祝った1925年（大正14年）頃の盲学校の数をみると、国立1校、公立25校、私立47校の計73校であった。この数は、1944年（昭和19年）には、国立1校、公立55校、私立21校となり、公立化の進展がみられる⁽¹⁰⁾。また、1988年（昭和63年）

度における全国の盲学校は69校で、そのうち国立大学の附属盲学校が1校、都道府県立校は63校、市立学校は3校、私立学校は2校である。さらに、2000年（平成12年）現在の盲学校の数は71校である。すなわち、現在の盲学校数の71校という数は、すでに大正期に達成されていたと言えよう。また、聾学校を併設している盲学校は1校もない。ただ、盲学校長が聾学校長を兼務している学校は2校ある。これは、盲聾分離のなごりと言える。

（3）教育方法の変遷

フランスの盲人であるルイス ブライユ(Louis Braille 1809年－1852年)⁽¹¹⁾の点字⁽¹²⁾が日本語に翻訳される以前の視覚障害者教育は、京都府でも東京府でも凸字を用いた教育であった。凸字というのは、漢字や片仮名の字画をそのまま突起させた文字である。一般の教科書『小学読本』などが、そのまま凸字の教科書として製作されていた。これは、きわめて手間のかかる作業であった。

京都府立盲唖院の古河太四郎は、そうした問題点を改善すべく、文字や数字の符号化をはじめ、教材や指導法に創意ある工夫を試みていた。その中には、現在の視覚障害者教育にそのまま生かせる考案も少なくなかった。

また、石川倉次⁽¹³⁾ら東京盲唖学校の教職員と生徒の努力によって、点字が日本語に翻案されたのは、1890年（明治23年）のことである。点字の翻案は、凸字による視覚障害者教育を一変させた。点字は仮名文字と同じ表音文字であるため、読み書きがきわめて容易になったのである。しかしその一方で、日本語には欠くことのできない漢字・漢語（熟語）についての教育が急速に衰退してしまった。そして、そうした状況が、第2次世界大戦後まで続くのである。

盲学校用点字教科書が発行されるようにな

ったのは明治30年代の後半（1900年代初頭）で、『尋常小学国語読本』など一般の国定教科書をそのまま点訳したものである。また、文部省は、独自で編纂した『盲学校初等部国語読本』を、1929年（昭和4年）に発刊した。

（4）普通科重視の教育

1887年（明治20年）前後の盲啞学校は、尋常科5年の上に技芸科と呼ばれる職業課程が置かれていた。当時の生徒には過年児が多く、普通科の兼修を建前としていたが、按摩専修を希望する盲人が多かったという。また、この兼修制は、大正時代まで続くことになる。

1923年（大正12年）8月28日、文部省が制定した「盲学校及び聾啞学校令」では「盲学校ハ盲人ニ普通教育ヲ施シ」と策定し、明確に普通教育を重視した規定になっている。この盲学校令に基づき、盲学校は初等部6年、中等部4年の授業年数が定められ、中等部には普通科・音楽科および鍼灸科が置かれることになった。また、この制度は、第2次世界大戦後の就学義務制施行の時期まで継続された。

第2次世界大戦が終結し、戦後の教育改革によって、視覚障害児の就学義務制が実施されることになったのは、1948年（昭和23年）のことである⁽¹⁴⁾。

同年からの就学義務制施行によって、盲学校にも義務教育課程の小学部と中学部が設置されることになり、職業課程は高等部に移された。この高等部課程は、一般の職業高等学校に準ずるもので、高等部本科3年の上に専攻科2年を置く、5年課程であった。また、普通高等学校に準ずる普通科課程が盲学校の高等部に設置されるようになるのは、昭和30年代の後半になってからである。

そこで、戦後の教育改革で一般小学校・中学校・高等学校の学習指導要領が制定された

のは、1947年（昭和22年）のことである。また、盲学校など特殊教育諸学校の学習指導要領は、これに遅れることほぼ10年である。つまり、盲学校小学部・中学部学習指導要領が制定されたのは1957年（昭和32年）であり、盲学校高等部学習指導要領が制定されたのは1960年（昭和35年）のことである。

1973年（昭和48年）に改訂された盲学校高等部学習指導要領では、5年制の職業課程が廃止され、専攻科3年課程に組み替えられた。これが、いわゆる現行盲教育制度の発足である。さらに、この時点で、全日制普通高等学校に準ずる高等部普通科の課程が、日本の盲学校高等部本科の主流となった。

以上、日本における視覚障害者教育政策の史的展開を見てみた。では、韓国の場合、視覚障害者教育はどのように成立し、またどのように展開されてきたのか。以下、主に朝鮮總督府済生院時代の視覚障害者教育から見てみよう。

3 韓国における視覚障害者教育政策の史的展開

（1）済生院の設立

1905年（明治38年）12月、日本は朝鮮に韓国統監府を設置した。初代統監は、伊藤博文である。当時の朝鮮における孤児養育、障害者厚生施設は、僅かに外国人が布教の傍ら経営している⁽¹⁵⁾ 2・3か所を数える他、朝鮮人の事業としては1906年（明治39年）2月に設立した京城孤児院が唯一であった。この京城孤児院は、朝鮮人李?和の創始で当時91名の孤児を収容していたが、1910年（明治43年）2月、当時の京城府（今のソウル特別市）が官権で京城孤児院を強制的に収容した。

日韓併合の後、日本は大韓帝国を朝鮮と改称し、京城府に朝鮮總督府を設置した。初代

総督は、寺内正毅である。ところで、日韓併合以後、いわゆる日帝の植民地政策で、朝鮮の人々の生活は総体的な貧困状態に到達した。とくに、政治的混乱と列強の経済的な搾取によって、従来の教育・職業・各種の福祉制度は有名無実になった。そのような状況の中、同年9月、朝鮮總督府官制（勅令第354号）が公布され、救恤慈善事業に関する事務は朝鮮總督府内務局地方課の所管になった。その際、日本の皇室より朝鮮に臨時恩賜金3千万円（1,739万8千円を授産・教育・救済の資金として12府317郡に配与）が渡された。続いて、1911年（明治44年）、孤児の養育基金として、日本の臨時恩賜金より50万円が朝鮮總督府に渡された。そこで、朝鮮總督府は、京城府が官権で既に1910年（明治43年）2月に強制的に収容した京城孤児院の事業を土台にし、同年6月21日、「朝鮮總督府済生院規程」（朝鮮總督府令77号、全文8条）を制定した。さらに同年8月22日、「朝鮮總督府済生院規程」の改正（第1条の中「癩癩者」ノ下ニ「其ノ他病者」ヲ加フ（朝鮮總督府令93号）で、朝鮮總督府済生院は孤児の養育、盲啞者の教育及び精神病患者救済の事業を行なうこととなった。その際、同年9月1日、「朝鮮教育令」（勅令第229号）⁽¹⁶⁾の制定があった。

1912年（明治45年・大正元年）、朝鮮總督府は韓国全域に「朝鮮教育令」を実施する傍ら、同年2月には、朝鮮總督府済生院医療部を設置した。以降、朝鮮總督府は京城府に朝鮮總督府医院を、各道に道慈恵医院を開設した。続いて、同年3月12日、「朝鮮医院及び済生院特別会計法」案の政府提出が行なわれた。ここで、朝鮮医院といわれるものは、いうまでもなく、上述した京城府の朝鮮總督府医院及び各道の道慈恵医院を総括するものである。同年3月27日、朝鮮總督府は、勅令第

43号により「朝鮮總督府済生院官制」（全文7条）⁽¹⁷⁾を制定・公布し、同年4月1日から施行された。

また、同日、「朝鮮總督府済生院官制」と共に、「朝鮮医院及び済生院特別会計法」（法律第6号）も公布された。同法第1条の内容は、次の通りである。

朝鮮總督府医院、朝鮮總督府道慈恵医院及朝鮮總督府済生院ノ会計ハ之ヲ通シテノ特別会計トシ資金ヲ有シ政府支出金、資金ヨリ生スル収入、院収入、寄付金ソノ他ノ収入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ。

これによって、従来の朝鮮總督府済生院はその経営方法を変更し、自ら事業の資金を有するに留まり、その財産より生じる収入全てを朝鮮總督府の特別会計に寄付し、事業は全て朝鮮總督府済生院として、経営を朝鮮總督府に委任することになった。

また、1912年（明治45年）4月1日、「朝鮮總督府済生院事務分掌規程」（朝鮮總督府訓令44号）が制定され、朝鮮總督府済生院には養育部及び医療部を置くこととし、同日から施行された。

同年12月、朝鮮總督府済生院は新しく盲・聾啞に対する厚生事業のために盲啞部の設置を試み、当時養育部が使用していた京城府西大門外建坪376坪あまりの旧養育部建物に大修繕を加え、盲啞生教育事業の開始を準備した。朝鮮總督府済生院盲啞部は、1913年（大正2年）4月1日、新学期の授業を始めた。

（2）盲教育制度

朝鮮總督府済生院盲啞部は、1913年（大正2年）4月1日、新学期の授業を始めた。これによって、朝鮮總督府済生院は「盲啞者」という一部の障害者だけではあったが、書雲

観を除いた朝鮮における唯一の官立の施設としてその事業を開始したのであった。朝鮮總督府済生院規則盲啞部第17条は、「本部ハ盲者及聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ適当ナル技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」という内容である。このように、朝鮮總督府済生院盲啞部は、「盲者および聾啞者に普通教育をさせ、その生活に適合な技能を施すことを目的…」に設立された一種の福祉施設型障害者教育施設であった。朝鮮總督府済生院盲啞部には、1913年(大正2年)3月、初年度第1回目の入学出願者は43名で、第1学年入学許可数は速成11、盲生科31名の計42名が入学した。生徒には給費生と自費生の2種があり(同18条)、給費生は全て寄宿舎に入ることとし、男女を区別して住居させ、食事、被服、学用品を支給するほか、入学又は夏季休暇の際は旅行費用として、一定の手当を給付することとした。盲生は、給費生15名、自費生1名の計16名である。啞生は、給費生8名、自費生3名の計11名である。つまり、盲生は給費生の比率が高く、啞生は盲生に比べると自費生の比率がやや高いと言えよう。

朝鮮總督府済生院盲啞部初期の盲生の履修科目は、朝鮮總督府済生院規則第19条に規定されている修身・国語(日本語)・朝鮮語・算術・音楽・針灸及び体操などの計7科目であった。また、授業の内容は実技科目が授業の50%以上を占め、実習は毎日2時間ずつ行なわれた。その中で、按摩実習などはとくに厳しかった⁽¹⁹⁾。ちなみに、啞生の履修科目は、盲教科目と同じく、朝鮮總督府済生院規則第20条に規定されている修身・国語(日本語)・朝鮮語・算術・手芸及び体操などの計7科目であった。

また朝鮮總督府済生院規則第21条にも規定されているように、修業年限は盲生科3年、啞生科は5年であり、修業年限1年の盲生の

速成科も設けられた⁽¹⁹⁾。授業日数と毎週の授業時間の数は、朝鮮總督府済生院院長が決めることができるようになっていた(同22条)。

朝鮮總督府済生院の学期制度は、3学期であった。1学期は毎年4月1日から7月20日まで、2学期は毎年9月頃から12月20日まで、3学期は翌年1月20日頃から3月20日頃までで、休みは夏、冬ともに約1か月の期間であった。授業時間は一般普通学校に準じて1日に6時限で、1時限が40分、時限の間の休み時間は10分間であった。夏は午前9時、冬は午前9時30分に授業を始め、午後4時または4時半に終わった。

朝鮮總督府済生院盲啞部に入学できる年齢は、盲生は満12歳以上、啞生は満10歳以上であった(同23条)。しかし、中には啞生の場合、8歳児未満も入学したことがあった。また、盲生の場合は、入学最高年齢が23歳で、全体的に盲生の年齢が啞生より高い、いわゆる過年齢傾向にあった。

朝鮮總督府済生院の院長は朝鮮總督府内務局長が兼任し、初代院長は朝鮮總督府内務長官の宇佐美勝夫であった。1913年(大正2年)5月2日、大塚米藏が朝鮮總督府済生院の初代盲啞部長に就任した。そこで、朝鮮總督府済生院盲啞部の実質的な業務は主事である部長が管轄し、教育は訓導が担当した。同年8月25日、最初に点字印刷機が導入され、点字教科書が出版されるようになった。1914年(大正3年)3月28日、朝鮮總督府済生院盲啞部は、盲速成科第1回卒業生(9名)を社会に輩出した。

また、同年10月14日、朝鮮總督府は、「按摩術・針術・灸術営業取締規則」(警務総監部令<以下、警令と略す>第10號)を公布し⁽²⁰⁾、朝鮮總督府済生院盲啞部の卒業生には針・灸・按摩師の免許が与えられることとなっ

た。

もともと警令第10号とは、日本の警視庁管轄の鍼、灸、按摩師のために全20か条で構成された詳細な法規であるが、これを朝鮮總督府警務部が模倣したものであった。また、当時朝鮮總督府済生院盲啞部卒業生に針・灸・按摩師の免許を交付するといった実務は、各警察署衛生係が担当し、同年11月21日から、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科卒業生に按摩、鍼、灸術については無試験でその免許が授与されるようになった。これは、朝鮮においてはじめて設けられた制度であった。

1918年（大正7年）9月2日、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科職業教科目の時間数が増加された。1921年（大正10年）3月24日、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科第6回卒業式（卒業生7名）の後、朝鮮盲啞協会が発足され、様々な名称で1945年（昭和20年）8月15日の終戦直前まで存続した。

また、朝鮮總督府済生院盲啞部初期から職業教育として行われてきた針灸教育は、その後も継続して行なわれたが、1929年（昭和4年）に普通学校の規則が改正されることに従い、針灸教育の内容自体も変化した。これにより、朝鮮總督府済生院盲啞部の普通教育科目は時代の変遷と共に、少しずつ変わっていった。

1931年（昭和6年）3月23日、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科第16回卒業式があり、11名の卒業生が社会に出た。同年4月19日、朝鮮總督府済生院盲啞部は校舎を現ソウル聾啞学校の場所である京城府鐘路区新橋洞1番地に移転した。また1932年（昭和7年）4月からは朝鮮總督府済生院庶務規定を改編し、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科には唱歌科を設置して琴・三味線などを教え、朝鮮總督府済生院盲啞部啞生科には板金科を設置して金属細工やブリキ職を教えるなど、主に職業指導に

重点が置かれた。

1935年（昭和10年）、李チャンホ牧師が平壤光明盲啞学校を設立した⁽²¹⁾。同年、大韓聾啞協会が創設され、1937年（昭和12年）4月12日、朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科は3学級から4学級に増設された。

同年7月の日中戦争（1937年—1945年）以降になると、戦争遂行のため増々人的資源の確保の必要に迫られた日本は、朝鮮の障害者もその対象とするため、一層の同和政策を進めていった。例えば、朝鮮總督府済生院盲啞部における教科課程の中の普通科目を「修身・国語」などとし、これまでであった朝鮮語を授業科目から外したことなどがそれである。その際、1938年（昭和13年）3月4日、第3次「朝鮮教育令」⁽²²⁾（勅令第103号）が改正・公布されることによって、普通学校の教科目と時間が決まり、朝鮮總督府済生院盲啞部側もその内容を普通教科に受け入れた。

同年3月23日、朝鮮總督府済生院盲啞部第23回卒業式があり、盲生科9名の卒業生を社会に輩出した。また、当時の学級数は6学級であった。なお同年、朝鮮總督府済生院盲啞部の現代式校舎が完工し、翌年の1939年（昭和14年）からは従来の一学年1クラスであった盲学生の募集を一学年2クラスとし、176名の生徒が教育を受けたという記録がある。さらに、それまでは朝鮮總督府済生院盲啞部自体で教科書を点字化して使ってきたが、1940年代初期に入っては大部分の教材物を日本から持ち込んで使用した⁽²³⁾。こうして、朝鮮總督府済生院盲啞部は1913年（大正2年）4月1日から1945年（昭和20年）8月15日までの32年4か月間続いた。その間、朝鮮總督府済生院盲啞部は、速成科2回で卒業生15名と、盲生科30回で卒業生227名の、計242名の卒業生を社会に出した。

(3) 教育方法の変遷

ここで、日帝の植民地統治下、韓国人による障害者教育の業績（実態）も、特記すべきであろう。1920年代から、朝鮮總督府済生院盲啞部の教員と学生が中心になって、ハングル点字創案活動が始まった。具体的には、1921年（大正10年）6月27日、当時朝鮮總督府済生院訓導であった朴斗星（1888年—1963年）⁽²⁴⁾の指導の下、盲人8名がハングル点字の創案作業を始めた。そこで、ハングル点字創案作業班の名称をはじめは「朝鮮語点字研究会」（朴斗星〈委員長〉、ユドユン、イチョンド、ノハグウ、ジョンドウハン、イジョンハン、ファンイチェ、キムヨンギユの計8名）としたが、朝鮮總督府の監視の目を避けるため、点字の6点と眼の形を象徴する「ユクアサ」という名称で、ハングル点字研究を続けた。彼らは、研究方法として、1829年（文政12年）、フランスの盲人ルイス ブライユによって開発された6点式点字を持って、ハングル点字創案作業を始めた。その努力の結果、1926年（昭和元年）8月、ハングル点字開発作業を完成し、使用検定を経て、同年11月4日、京城府元暁路1街にあるイジョンハ（朝鮮總督府済生院盲啞部盲生科第9回卒業生）の按摩院で、ハングル点字発表式を行ない⁽²⁵⁾、これが「訓盲正音」といわれるものである。

これは、ルイス ブライユが最初に6点の点字を考案した以来約100年後のことで、のちに国際点字学会からもハングルの優秀性と共に、すばらしい点字と公認された。ハングル点字は、朝鮮總督府済生院の韓国人の間では公式交流文字に活用された。このハングル点字は、1935年（昭和10年）に朴斗星が朝鮮總督府済生院盲啞部を退職した後にも、通信教育などを通して韓国国内の盲人に普及された。また、同年5月21日に実施された府、面、協議員選挙の時には、視覚障害者のための点

字投票制度が行なわれる⁽²⁶⁾など、ハングル点字は韓国盲人の文字として徐々に定着していった。

(4) ソウル盲学校

1945年（昭和20年）8月15日、日本からの解放の後、教師の尹佰元・田泰煥・李鐘徳・全圭東・劉起学らは朝鮮總督府済生院盲啞部を日本側から引き受け、新しく韓国人による、韓国人のための韓国人の盲教育を行なった。その際、朝鮮總督府済生院盲啞部は6年制国民学校に改編され、同年10月1日には学校名も新しく国立盲啞学校になった。国立盲啞学校は、日本側の盲人の教育対策などの残存で、米軍政庁が朝鮮總督府済生院を引受けた解放後も、相変わらず同じく保健社会行政機関に引継・運営され、最終的には米軍政庁保健厚生局（日本の厚生労働省に当たる）の管轄下となった。1947年（昭和22年）9月1日、国立盲啞学校に中等部（5年制）が新設された。1948年（昭和23年）2月、国立盲啞学校の管轄は、遅れ馳せながら保健社会部（日本の旧厚生省に当たる）から文教部（日本の文部科学省に当たる）に移管された。1950年（昭和25年）1月7日、国立盲啞学校中学部第1回卒業式があり、鍼按科11名、普通科6名の計17名の卒業生が社会に出た。また、同年6月1日、盲部師範科（3年制）の新設があった。

1952年（昭和27年）6月、国立盲啞学校はソウル盲啞学校へ校名を改称した。1954年（昭和29年）4月1日、同校盲部師範科（3年制）及び普通師範科（1年制）新設の認可があった。同年9月27日、同校師範科第1回卒業式があり、7名の卒業生を社会に輩出した。

1957年（昭和32年）6月18日、盲・聾啞教育分離準備委員会が発足された。その後、1959年（昭和34年）1月14日、盲・聾啞教育分離に関する大統領令が公布された。また、

同年4月1日、大統領令に従った文教部の指示により、ソウル盲啞学校をソウル盲学校とソウル聾啞学校に完全に分離し、ソウル盲学校は新しく校舎を新築し、ソウル市鐘路区新橋洞2番地に移転した。1964年（昭和39年）3月1日、同校盲師範科及び普通師範科は廃止され、盲高等部が新設された。1967年（昭和42年）4月15日、特殊学校教育課程令（文教部令第181号）が公布され、1968年（昭和43年）、ソウル月溪初等学校が設置した弱視学級は、韓国人の手による最初の特殊学級になった。1972年（昭和47年）6月19日、学則一部変更の認可があり、6校が初等部に弱視学級を設置した。ちなみに、韓国の盲学校は1947年（昭和22年）から1971年（昭和46年）まで増設され、その数は1993年（平成5年）現在13校である。そのうち1校は国立、3校は公立、残りの9校は私立である⁽²⁷⁾。

4 若干の考察

以上、視覚障害者教育政策の日韓比較を行った。ここで、本稿の内容をみる限り、様々な要因のゆえ、事実上日韓両国の視覚障害者教育政策の格差が存在する。その格差としては、次の4つの点が挙げられる。

(1) 日本国内にある盲啞学校は、学務系統に属して教育機関としての位置を占めていたにもかかわらず、日本の植民地下にあった当時の朝鮮においては、たとえば朝鮮總督府済生院盲啞部は一般学校系統より分離され、別個の取り扱いになった。つまり、朝鮮總督府学務局に社会教育課が新設された後も朝鮮總督府済生院は依然として朝鮮總督府内務局の社会課に所管されている。したがって、朝鮮總督府済生院盲啞部も、また社会事業としての取り扱いを受けていた。

(2) 上述したように、すでに日本では盲啞学校が普通科と職業技術を学ぶための課程

に分かれているにもかかわらず、当時の朝鮮においては朝鮮總督府済生院盲啞部は普通科と職業技術の2つに分離されておらず、それも1つの課程のみで学制が構成された。朝鮮總督府済生院盲啞部は貧窮な盲啞者のための社会事業であったが、普通教育に立脚した教育を実施した。

すなわち、1913年（大正2年）4月1日、朝鮮總督府總令第41号によって制定された「朝鮮總督府済生院規則」第17条の「本部ハ盲者及聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ適当ナル技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」という条項がこれを証明している。このように、朝鮮總督府済生院は、「盲者および聾啞者に普通教育をさせ、その生活に適合な技能を施すことを目的…」⁽²⁸⁾に設立された一種の福祉施設型障害者教育機関であった。しかも、朝鮮總督府済生院盲啞部は学制においては普通教育を実施したと言うが、実際には普通学校課程と実業職業学校課程を混合した中間的な形態である。

その上、日本の統治期間中、一般の人々を対象にした普通教育、実業教育、専門教育以外に、障害者のための教育制度に関する条項は、1938年（昭和13年）3月4日の「朝鮮教育令」第3次改正に初めて登場する。同教育令第16条には、「本令ニ規程スルモノヲ除クノ外私立学校、特殊ノ教育ヲ為ス学校其ノ他ノ教育施設ニ関シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル」と規定された。つまり、障害者教育のための学校は、朝鮮總督が定めると定義された。この条項によって同年3月25日、小学校規程を改正し、第11条に盲啞学校は小学校に附設できることとなった。にもかかわらず、実際はこれに関する具体的な手続きはとくに定義されておらず、朝鮮總督府済生院盲啞部のみある実情であった。

(3) さらに、朝鮮における盲啞者教育の

遅れは、朝鮮總督府濟生院盲啞部の未分離教育という点にも見られる。すなわち、当時日本では1907年（明治40年）3月21日の小学校令の改正により、障害児の教育が大きな問題として挙げられるようになり、師範学校附属小学校に特別学級を設置した。また、1923年（大正12年）8月28日、「盲学校及び聾啞学校令」を制定し、盲学校と聾啞学校を分離し、普通教育を基盤として生活に必要な特殊な知識や機能を教え、道府県に盲学校と聾啞学校の設置を義務化した。その後、たとえば、日本の秋田県立盲啞学校では、すでに1933年（昭和8年）当時、同校盲部同窓会が「盲啞分離運動促進期成会」を結成して、「盲啞」教育の分離運動を開始していた。しかし、朝鮮總督府濟生院盲啞部では、かかる分離問題を一切検討しておらず、1945年（昭和20年）8月15日、韓国朝鮮が日本の支配から解放されるまで、朝鮮では朝鮮總督府濟生院盲啞部における「盲啞分離教育」は全く行なわれなかった。

（4）朝鮮總督府濟生院盲啞部が始まった1913年（大正2年）の場合、日本国内の盲啞学校は既に63か所に達した。しかし、韓国では朝鮮總督府濟生院盲啞部のみ日本が実施した盲啞者のための唯一の機関であった。

5 おわりに

最後に、本稿の目的に則して、「戦前障害者政策の生成—視覚障害者教育政策の日韓比較—」を整理しよう。日本では、1878年（明治11年）5月24日、京都府に盲啞院が設立された。また、1880年（明治13年）1月5日、ホールズらは東京府に「樂善會訓盲院」を正式に設立・開校した。さらに文部省は、1923年（大正12年）8月28日、「盲学校及び聾啞学校令」を制定して、盲学校と聾啞学校を正式に分離し、普通教育を基盤として生活に必要な

な特殊な知識や機能を教えるよう、道府県に盲学校と聾啞学校の設置を義務化した。

それ以後、従来の盲啞学校は私立から府県立へ移管することとなり、盲・聾啞を分離する学校も急速に増加した。また、同「盲学校及び聾啞学校令」によって国立・公立盲学校の学校が正規の学校教育制度に準用されたことに伴い、その後の鍼按科教育は、従前の慈善事業的教育から次第に公的教育主体へと移行していった。

反面、韓国では、1913年（大正2年）4月1日、朝鮮總督府濟生院は、京城府天然洞98番地に盲啞者の救護と教育を目的に朝鮮總督府濟生院盲啞部を設置し、朝鮮總督府濟生院盲啞部にて鍼按教育が実施された。このように、朝鮮總督府濟生院で盲人に普通教育を実施し、針・按摩を主に職業教育をするようになったきっかけは、17世紀はじめから日本で針・灸・按摩業が盲人の職業として発展し、1880年（明治13年）9月以後から、京都府立盲啞院にて按摩・針・灸教育が実施されたことに起因した。

また、当時の朝鮮總督府濟生院の院長は、解放直前まで朝鮮總督府内務局長が兼任したことなど、一見韓国・朝鮮の障害者教育に植民当局日本の関心が大きいようにも見える。しかし、実際は、朝鮮總督府は濟生院を盲啞者の自立・自活のための趣旨で運営したのではなく、最小限度の面目を立てるために運営していたと思われる。

というのは、考察でもすでに論じたように、当時韓国の朝鮮總督府濟生院盲啞部の状況と日本国内の盲啞学校の間には、相違点が多く存在するからである。たとえば、韓国の朝鮮總督府濟生院盲啞部の生徒に対して専ら実用面に重点を置き、盲生に対しては針・灸・按摩及びマッサージの実科を、聾啞生科に対しては洋服裁縫の実科を課した。かつ、鍼按科

目と手芸科目は、朝鮮總督府済生院盲啞部の全体授業時間の半分以上に達していた。これは、基本教科目（基本教育）を忠実に教え、社会道徳を身につけた正常的な社会人を育成する人間教育よりも、あくまでも技術教育に偏る植民地教育⁽²⁹⁾で、いわゆる日本の植民地教育政策が朝鮮總督府済生院盲啞部でもそのまま表出されたとも言えよう。

そこで、解放前の韓国朝鮮の盲教育、つまり朝鮮總督府が鍼按教育に密着した故にあらわれた現象として、(1) 人間性教育をお粗末にしがちな点、(2) それ以上に盲人職種が開発されない点、などが挙げられる。このような点は、日本の植民地下朝鮮における障害者教育政策がもたらした否定的な面と言える。

その反面、上述したような技術教育に偏った実業教育制度は、盲啞者に自立能力涵養と経済生活に自信をもたせるのに大きな役割を果たしたと思われる。というのは、朝鮮總督府済生院盲啞部卒業生の社会的進出について調べてみると、たとえば、盲人には鍼按業を、聾啞人には洋裁、裁縫関連職業をそれぞれ開拓したからである。このように、盲啞人に対し、現代式教育制度及び教授方法を導入したという点は、日本の植民地下朝鮮における障害者教育政策の肯定的な側面とも言える⁽³⁰⁾。

以上、本稿の考察から、現下韓国の盲啞者教育制度は、日帝時代における盲啞学校の教育制度にその基礎をおいている点などが検証できた。しかし、障害者のための職業・福祉政策の生成などを始め、検証不十分な点が残ることは、本研究の限界である。それゆえ、本稿の考察だけにとどまらず、本研究内容を踏まえた上で、さらに障害者雇用・福祉の日韓研究をいかにして政策科学的なツールや指標に具体化することができるかということが問われてくる。この問題については、筆者の

今後の研究課題としたい。

引用文献

- 1) 1910年（旧韓末隆熙4年）8月29日の「日韓併合」条約により、韓国の国権を日本に渡し日本に合併される。朝鮮は、その後36年間日本の植民地統治の下に置かれた。
大阪外国語大学朝鮮語研究室編『朝鮮語大辞典』下巻（角川書店、1986年）、2515頁。
- 2) 聴覚障害者教育に関しては、植村英晴『聴覚障害者福祉・教育と手話通訳』（中央法規、2001年）と、中野善達・斉藤佐和『聴覚障害児の教育』（福村出版株式会社、1999年）などを参考にしたが、とりあえず本稿では視覚障害者に限ることにした。
- 3) 茂木俊彦他編『障害児教育大事典』（旬報社、1998年）、274頁。
- 4) 民間運動には、教員の古河太四郎や愛媛県の士族である遠山憲美らの献身的な努力などがあつた。
- 5) 盲人学校を意味し、楽善會訓盲院の前身である。
- 6) 1876年（明治9年）3月5日、熊谷実弥・平野知雄らが盲人学校設立の趣旨を東京府知事に提出し、東京府より盲人学校の開校が許可されたが、1877年（明治10年）に廃校になった。
- 7) 京都府立盲啞院と楽善會訓盲院の両校は例外的な存在で、その他の盲啞学校は、創設者をはじめとする篤志家の浄材によって細々と運営していた時代がきわめて長い。
私立学校から県立学校などに移管され始めるのは大正年間に入ってからのこと

- なる。
- 8) 小林一弘『視覚障害教育の実際』(あずさ書店、1995年)、353頁—356頁。
 - 9) 民間の力に頼ることなく、公立の盲啞学校が開設されたのは、1912年(明治45年)5月創設の秋田県立盲啞学校が最初である。その後も設立当初から公立学校であった盲学校は極めて少ない。戦前では、1939年(昭和14年)開設の神戸市立盲学校と、1943年(昭和18年)に開校した北海道庁立盲学校の2校だけである。
 - 10) 谷合侑『盲人の歴史』(明石書店、1998年)、201頁。
 - 11) 鈴木力二編『図説盲教育史事典』(日本図書センター、1994年)、14頁。
 - 12) 詳しくは、加藤俊和『点字および点字機器の発達』(視覚障害者支援総合センター、2001年)を参照のこと。
 - 13) 小林前掲書、123頁。
 - 14) 小学校に遅れること1年。1956年(昭和31年)度まで、学年進行による9年間をかけたの実施であった。
 - 15) 1889年(明治22年)3月、京城天主教会嬰兒院開設は、キリスト教系孤兒院の始まりである。
 - 16) 朝鮮總督府編『朝鮮總督府官報』第304号(1911年9月1日)。これは、教育勅語にもとづく皇民化教育の開始と言えよう。
 - 17) 朝鮮總督府編『朝鮮法令輯覽』上巻、第3輯(朝鮮行政学会、1940年)、86頁。
 - 18) ソウル盲学校『韓国の盲人実録』(ソウル盲学校、1993年)、114頁。
 - 19) 近現代資料刊行会『植民地社会事業関係資料集』朝鮮編9巻 社会事業政策(近現代資料刊行会、2000年)、458頁。
 - 20) 朝鮮總督府編『朝鮮總督府官報』第3351号(1923年12月12日)。
 - 21) 1935年(昭和10年)、韓国人李昌浩牧師によって設立された最初の障害者教育機関である平壤府の光明盲啞学校は正直・奉仕・勤勉を教育目標に、通学制・寮制を併用し、盲部と聾部に編制し、一般教科目の他に職業教科目として木工・洋裁・按摩・マッサージなどを、盲は点字で、聾は手話法で教えた。韓国再活財団編『韓国障害者福祉変遷史』(韓国再活財団、1996年)、266頁。
 - 22) 朝鮮總督府『朝鮮法令輯覽』下巻、第16輯(朝鮮行政学会、1940年)、19頁。1911年(明治44年)9月1日「朝鮮教育令」公布(『朝鮮總督府官報』第304号)。1922年(大正11年)2月、2次朝鮮教育令改正(普通学校の授業年限を6年に延長する)。1938年(昭和13年)3月、3次朝鮮教育令改正。1943年(昭和18年)3月、4次朝鮮教育令改正。以上、4次に渡って改正公布された日帝の朝鮮教育令は、植民地愚人化教育政策であった。
 - 23) ソウル盲学校『韓国の盲人実録』前掲書、143頁—144頁。
 - 24) ハングル点字の考案者。京畿道江華出身。朴斗星は、1906年、漢城師範学校を卒業し、於義洞普通学校の教師をした後、1913年、朝鮮總督府濟生院盲啞部(ソウル盲学校の前身)の教師になり、盲人教育に専念し始めた。学生を教えながら日本語の点字でしか教えることができない状況に不満を持ち、1920年からハンゲルの点字研究に着手した。1923年に秘密裏に朝鮮語点字研究委員会を組織するなどし、1926年に「訓盲正音」と呼ばれるハンゲル点字を完成させた。日本の検認定教科書の弾圧にも屈せず、この点字を用い『朝鮮語読本』を出版し、盲人に対して民族意識を鼓吹した。1935年5月に開催された府面協議員選挙では

- じめてハングル点字投票を可能にし、盲人の社会参与の道を広げた。1935年に朝鮮總督府済生院を定年退職し、翌年、仁川永化学校の校長に就任したが、1939年に辞職した。解放後、制憲国会で彼が考案したハングル点字投票が承認を受けた。障害者教育に無関心だった時代に、ハングル点字を考案し、社会から疎外されていた盲人への教育を発展させた功績は大きく、盲人たちの「世宗大王」と尊敬を集めている。月刊『韓国文化』269号（企画室アート プランニング、2002年4月号）、47頁。
- 25) ソウル盲学校編『開校80年史』（ソウル盲学校、1993年）、128頁。
- 26) 1949年12月31日に公布された韓国第1共和国の教育法では、点字を文字として承認した。梁萬錫「視覚障害者に対する処遇と活動に関する研究」（韓国檀国大学大院、1996年）、70頁—72頁。また、ハングル点字の通信教育は1963年、朴斗星が死亡する前まで仁川市栗木洞25番地自宅で継続された。
- 27) 韓国盲人福祉連合會編『盲人の教育と福祉』（韓国盲人福祉連合會、1993年）、126頁。
- 28) ①朝鮮總督府「朝鮮總督府済生院規則」『朝鮮法令輯覽』上卷、第3輯（朝鮮行政学会、1940年）、86頁—87頁。
②朝鮮總督府編『現行朝鮮總督府輯覽』（朝鮮總督府房総務局、1930年）、27頁。
- 29) ソウル盲学校編『開校80年史』前掲書、127頁。
- 30) 白南中「日帝時代の障害者福祉教育に関する考察」（韓国中央大学校大学院、2000年）、87頁—88頁。

The formation of the policies for the disabled in the pre-war period
— comparison on the policies of education for the visually disabled in Japan and Korea —

Nangu Kim

Abstract

The formation of this study is to review and reorganize the historical changes of the policies of the education for the visually disabled in comparison between Korea and Japan, and then propose a positive direction for the policies of the welfare for the visually disabled.

Firstly the two countries historical developments of educational policies for the visually disabled are analyzed and studied individually.

In Japan measures were taken in setting up the schools for the blind, revising the educational system and its method and paying attention on normal classes.

Secondly, in Korea the following is the content of the development, e.g.establishing the Saiseiin, revising the educational system and its method and setting up the Seoul school for the blind.

Key words : disabled Policy、 Japan and Korea in comparison、 The Blind、
Education Policy、 Blind School